

「(仮称)あかしジェンダー平等の推進に関する条例(素案)」  
に関する意見募集結果について

2022年9月28日(水)から10月27日(木)まで意見募集を行い、多数のご意見をいただきました。

寄せられたご意見及び市の考え方については、以下のとおりです。

1. 募集結果

募集期間中、38名の方から44件のご意見をいただきました。

2. 意見概要と市の考え方

※提出いただいたご意見は、極力原文のまま掲載させていただいております。一部内容に応じ、分割・要約しています。

※個別施策の提案、要望につきましては、各施策を検討・実施する中で参考にさせていただきます。

No	意見概要	市の考え方
条例素案の全般について		
1	賛成します(16件)	本条例案に、賛同・支持のご意見をいただき、ありがとうございます。性別等にかかわらずすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。
2	本条例には全面的に賛成いたします。関連条例の改正も含め、早期の可決、施行をお願いします。	
3	この条例が全て実現できたらグローバルスタンダードを持つ数少ない市になるなあ、と期待がふくらみます。	
4	ジェンダー平等を確実に、持続的に進めるためにも、条例の制定に賛成です。行政が率先して機運を高め、実践することの意義は大きいと思います。	
条例の対象者について		
5	第4条に「市」の責務とありますが、その定義が明記されておらず、市長及びその他の執行機関だけを指すのか、市議会をも含むものであるのか、明確ではありません。自治基本条例の定義では、「市」には、市議会も含まれています。他の条例との整合性に照らすならば、当然市議会も「市」の定義に含み、市議会は取組主体の主要な一つと位置付けられるべきです。実	市議会においては、これまでも議会基本条例が定められるなど、基本的な事項について議会提案の条例で定められてきました。ジェンダー平等に関するテーマについても同様であると認識しています。 2022年9月議会の総務常任委員会において、委員より同様のご意見があったこ

	<p>質的にも、市長及びその他の執行機関と市議会は市政の両輪であり、議会の権限において推進できる取組についても、条例上明記すべきと考えます。多様性に基づくことは、地方議会の存在理由と存在価値そのものであることからすれば、むしろ議会こそ積極的にジェンダー平等を推進する姿勢を条例上示す必要があると考えます。</p> <p>以上のとおり、市提案の条例案は、制定すること自体に大きな意義がありますが、市議会の権限において推進できる事項及び市議会が主体となって取り組むべき事項を欠いている点において、十分なものとはいえないと考えます。</p>	<p>とも踏まえ、市議会を主体とする具体的事項の記載については、見送ったものです。</p> <p>ただし、ご意見のとおりジェンダー平等については、市議会も含め、明石市全体で取り組むべき事項です。今後も明石市全体で、取組を進めていきたいと考えています。</p>
6	市議会議員のジェンダー平等に向けては影響を及ぼすことが困難と思いますが、これを望みます。	
全体意見ほか		
7	条例素案を読む限り、十分な内容に思えますが、実際の当事者における課題や悩みなどを目のあたりにしたことがなく聴いたこともないので、当事者にとって臨機応変に柔軟に対応しただけで、本当に救われ、役に立てるような条例であってほしいと願います。	<p>本市においては、これまでも当事者の参画を大切なものと捉え取組を進めてきました。</p> <p>ご意見を踏まえ、条例施行後も引き続き当事者参画を起点とし、当事者ニーズに沿った取組を進めていきます。</p>
8	内容はいいことだと思いますが、明石市民に分かりやすく周知を徹底していかないと条例を作っただけになります。ポスター掲示や分かりやすい冊子などの作成が必要な気がしました。	ご意見のとおり、ジェンダーやジェンダー平等という言葉は、近年少しずつ浸透してきているものの、まだまだわかりにくい面もあります。わかりやすいパンフレットを作成するなど、こどもから高齢者まで幅広い層にジェンダー平等について理解してもらえるよう取り組んでまいります。
9	仮に本市の議員に旧統一教会にかかわっている人がいれば、ジェンダー平等社会に反するので排除すべき。	市議会も含め、明石市全体でジェンダー平等の推進に取り組んでまいります。

条文素案の個別内容について		
① 用語・定義について		
10	条例の文言中、「市長は・・・」と「市長等は・・・」との区別がありますが、その総意が十分理解できませんでした。	「市長等」は第2条第7号において定義している用語で、市長に加え、教育委員会、監査委員などその他の執行機関を含むものです。
11	条例の文体のルール等があるのかもしれませんが「～ねばならない。」と「～するものとする。」の文末があり、その使い分けの目的はどういったもののでしょうか。何となく、「～するものとする」で結ばれている条例だと、それが達成されてなくても特段責められるわけでもなく、努力目標にすぎないのかな?という残念な印象です。	「～ねばならない。」と「～するものとする。」については、強さに強弱を設けているものの、いずれも義務規定になります。なお、努力目標については「努める」という表現を用いており、内容に応じて使用しています。 表現については法令上の決まりがありますが、努力目標であってもしっかりと取り組んでまいります。
12	性別等による差別と記載があるが、等の意味は何か。具体的な意味が無いなら削除すべき。他県の条例では見当たらない。	「性別等」は第2条第2号に定義しており「性別、性自認、性的指向及び性表現」を表しています。性自認、性的指向及び性表現の用語についても、同条でそれぞれ定義し、説明しています。 性別だけでなく、広く性の多様性についても言及する趣旨です。
13	事業者についての定義はありますが、地域団体等の定義、用語を追加したらどうですか。第15条で「協働のまちづくり推進組織」については述べられていますが、地人協・地愛協など他にもあると思います。	「地域団体」については、ご意見のとおり様々な団体があり、また時代による移り変わりもあるため、条例上の例示は難しいと考えています。逐条解説書など別の媒体で説明していきます。
14	第2条第5号の「性表現」について、「性表現」では意味する範囲が広く解されることも多いため、昨今は「性別表現」としていることが多いと耳にする。そのように文言を変えることも検討されて良いと考える。	本市がこれまで進めてきた性のあり方の多様性を尊重する取組において、「あらかず性」「性表現」の文言を用いており、整合を図るため「性表現」のままとさせていただきます。 運用上は、誤解が生じないような啓発を心掛けます。
②基本理念について		
15	現在、明石市に勤務しております。「女らしく」「男らしく」と普通に言われていた世代で	ご意見のとおり、ジェンダー平等を推進する際の大きな壁として、「男だから」

	<p>すので、それからすれば、ジェンダー平等の方向に進んでいるとは思いますが、まだまだ過渡期にあると思いますので条例の制定には意義があり、必要なことだと考え、制定に賛成です。将来的には、ジェンダー平等が当たり前になると思っています。その当たり前に向かって明石市が率先して進んでいただければと期待しております。</p>	<p>「女だから」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による決めつけなどがあり、それによって社会参画が妨げられている人たちもいます。</p> <p>条例第3条第3項では、性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行を見直すこととしています。</p> <p>今後も、人には「アンコンシャス・バイアス」があるということ、それによる決めつけや押しつけは差別であるということ、丁寧に啓発していきます。</p>
16	<p>男は仕事、女は家事という固定概念を外すために男らしい、女らしいという言葉がなくしていきたい。多様な心のあり方を子どものうちから学習してほしい。</p>	
17	<p>男は外に出て働くもの、女は家庭に入るものという考え方は古く、男女が平等にあるべきという考え方。女性はスカート、男性はズボンという考え方は古く、学校の制服も選べる時代がきました。同性カップルの社会的地位の確立。自分の体と心が一致しない（性同一性障害）性転換手術をする人もいる。女らしさ、男らしさの固定観念をなくすこと。</p>	
<b>③性別等に起因する権利侵害の禁止について</b>		
18	<p>第8条第4項について、「公にする」との表現は、たしかに自治体条例ではそのような表現となっているところが多いが、LINE など少人数のグループに暴露することによっても被害を受けることがあることは、裁判例などで明らかであるのに対し、「公にする」と規定した場合、このようなケースが除外されるのではとの懸念がある。労働施策総合推進法では、審議過程において、このようなケースにも配慮され、法に基づく指針において「暴露する」との表現となったと聞くところである。よって、「本人の同意なく性自認又は性的指向を暴露してはならない。」に修文すべきと考える。</p>	<p>ご意見を受け、また国の動向等も確認し、「暴露してはならない」と修正します。</p>
19	<p>ジェンダー平等の推進に賛成です。加えて、性自認や性的指向をもとにした不当な差別的取り扱いが条例に基づき、防ぐべきです。特に、第2章「性別等に起因する権利侵害の禁止」に</p>	<p>第8条については、この条例の基本方針として位置づけています。すなわち、同条に記載されている内容を遵守することが、全ての取組を進める基本というこ</p>

	<p>において、第8条第4項「何人も、性自認又は性的指向の公表を本人に対して強制し、又は禁止してはならず、かつ、本人の同意なく性自認又は性的指向を公にしてはならない。」は高く評価できます。</p>	<p>とです。</p> <p>取組を進めるに当たっては、ハラスメントや性暴力の禁止をはじめ、カミングアウトの強制やアウティングを禁止するなど、これらの事項を根幹と捉えるようにします。</p>
20	<p>ジェンダーという言葉聞くようになってから長いと思いますが、やっとこのような条例という形で平等を掲げてくれることは市民にとって喜ばしいことだと思います。差別はいけないと言われて育ってきたにも関わらず、一向に改善されている様子もなく、いまだにセクシャルハラスメントやパワーハラスメントが絶えません。日本が昔から紡いできた悪習だと思います。</p> <p>この条例が出来たから差別が無くなることはないと思いますが、まずは行政から示してただけることが大切であると思いますので、頑張ってくださいと思います。</p>	
21	<p>カミングアウトしたときの安心できる場所を作っていくようにしてほしい。</p>	<p>身体の特徴のほかに、性のあり方をあらわす「好きになる性」「思う・感じる性」「表す性」という要素は、誰もが持ち、一人ひとり違っています。その組み合わせの少数者である LGBTQ+の多くは、周囲の偏見や差別的取扱いを恐れ、自分の性のあり方を苦しみながら隠し、誰にも言えない現状があります。</p>
22	<p>こういう勉強をしてない人にとってはなかなかカミングアウトをされても「え？それって…」っていう気持ちになるなあとと思います。幼少期から多様性を認めるような事が大事だと思います。</p>	<p>本市では、LGBTQ+を含む誰もが尊重され、安心して暮らせるまちの実現に向けて、2020年度から相談支援や啓発などの取組を進めています。</p>
23	<p>とにかくカミングアウト出来る場づくり。環境整備してほしい。SNSでの発信など、若い人は多様性がある。高年齢の人は固定観念が強い。幼少期からの啓発活動が必要。みんな違ってみんないい。個性としてとらえることが重要である。</p>	<p>児童生徒はもちろん、市民一人ひとりが性のあり方の多様性を理解し、LGBTQ+がカミングアウトをしてもしなくても安心して暮らせるまちを目指し、今後も取組を進めていきます。</p>
24	<p>ジェンダー平等を進めて差別をなくすことが必要です。カミングアウトした方々も個性であり気にする必要はありませんし、日常生活への支障もないと思います。</p> <p>一方でセクハラ、パワハラなどハラスメントや、性的暴力は差別だと思います。</p>	

25	最近はずいぶん差別が少なくなったと実感します。私の子ども時代はひどいものでした。	市の意識調査でも、以前に比べ人権を身近な問題として感じる方が増えています。一方で、時代による差別の形の変化もあり、いまだ差別が解消されたとは言えない現状もあります。これからも差別の禁止に向けて取り組んでまいります。
④意思決定過程について		
26	性別等にかかわらず、意思決定過程に参加したい人が参加できる世の中になることは良い事だと思います。どんどん参加できる機会が増えれば良いと思います。	今後も、多様な人たちが参加できる環境を整備しながら、多くの機会を作っていきたいと考えています。
27	職場により圧倒的に女性が多い職場がある。その場合の管理職の比率はどうか。特に教育分野は女性が多い。一方、警察などの分野は男性が多い。その場合の考え方を明確にして欲しい。	ご意見のとおり、男性が多い場合だけでなく、分野によっては女性が多い場合があります。この条例では具体的な比率まで定めてはませんが、第9条において、男性又は女性のいずれが多い場合に対しても、性別等にかかわらず意思決定過程に多様な人が参画できる機会が重要である旨を謳っています。
⑤基本的施策について		
28	明石市はインクルーシブなまちづくりの推進が進んでいますが、この条例の制定が進めば、ますます生きやすい社会になると思います。特に第20条（教育分野における施策）は重要だと考えます。子どもたちにしっかり教育機会を確保し、ジェンダー平等を水や空気のように当たり前を感じることでできる大人になってもらうよう、教育施策に重心を置いた推進計画を大いに期待しています。	ご意見のとおり、小さいころからジェンダー平等が当たり前のものとして、しっかり根付いていることが、一番の啓発になると考えています。 これからも教育委員会、学校とも協力しながら様々な取組を進めてまいります。
29	教育分野等色々な分野が記載されている。医療分野や警察分野も入っているか。明確にして欲しい。	防災、教育等例示している分野については、本市が昨年実施した「ジェンダー平等プロジェクト」において主要テーマとして位置付けたものですが、もちろんそれ以外にも様々な分野があると認識しています。 これら多岐にわたる分野をすべて明記することはできませんが、今回、例示しているテーマ以外であっても、ジェンダ

		<p>一平等を推進するために市が実施する施策全般について、第24条で実施することを定めています。</p> <p>ご意見の分野につきましても、ジェンダー平等の推進に必要なものであれば、条例の対象になると考えています。</p>
⑥推進体制について		
30	<p>他県の条例では、『市民からの申出・苦情』、『苦情処理委員』、『審議会及びその構成員の考え方』等について記載がある。現状の条例では、明石市役所の職員については効力があるが、一般事業所への効力が疑問です。せめて、今後の検討内容を追記してその決定予定時期などを記載してはどうか。</p>	<p>この条例はあくまで方向性を定める指針として位置付けており、個々の施策については詳細まで定めていません。具体的な事項は、第5章として推進体制の整備を掲げ、計画等で定めていくことを示しています。なお、事業者については、第6条でその役割をお示ししています。</p>
31	<p>条例には、第25条の推進計画の策定を審議する会議体や、条例の履行確保や市民等から市の施策に対する苦情を受け止める苦情処理の組織も位置付けられていない。確かに同条第2項にて、関係者の意見を聞くことに努めるとされているが、努力義務であるとともに、単にヒアリングをするに留まるのではと考える。この際、他の自治体でみられるように、計画策定の会議体の設置を条例に位置付けるべきである。加えて、条例の履行確保、ならびに、市の施策を条例の理念に則って改善していくにあたり、幅広い市民等の声を受け止められるようにすべく、苦情処理の組織を条例に位置づけ、設置すべきである。その際、苦情処理の組織は、私人間における、条例に違反、抵触するような事例についても、人権救済の観点から取り扱うものとするべきである。</p>	<p>検討過程において、市においても様々な話し合いがなされましたが、この度においては、結果として条例上の附属機関の設置を見送ったところです。</p> <p>苦情処理組織を含めた推進体制やそれを位置付ける推進計画の策定過程において、有識者等のご意見をしっかりと伺いながら、進めてまいります。</p>